

国立大学等施設に関する点検・評価について

平成14年3月

今後の国立大学等施設の整備充実
に関する調査研究協力者会議

国立大学等施設に関する点検・評価について

- 目次 -

はじめに	1
第1章 施設に関する点検・評価の必要性	3
第2章 点検・評価の基本的視点	7
(1) 大学等の多様化・個性化への対応	7
(2) 評価に基づく重点的整備, 有効活用	7
(3) 施設に関する多様な評価軸と総合的評価	8
(4) 自己点検・評価と第三者評価	9
(5) 大学等における運営体制の整備充実	9
第3章 点検・評価の手法	11
(1) 基本構想と施策	11
(2) 施設整備・活用に関する目標の設定	12
(3) 施設に関する点検・評価項目(留意事項と具体的項目)	14
第4章 点検・評価を活用する整備システムの構築	24
(1) 点検・評価に基づく対応方策の検討	24
(2) 対応方策の事後評価と方針の見直し	27
おわりに	29
附属資料1 国立大学等における施設の整備・活用と点検・評価(概要)	30
2 施設の点検・評価に関する取組事例	31
3 施設の点検・評価に関する取組状況	44
参考資料	46
(参考)	57

はじめに

国立大学等施設は、次代を担う豊かな人材を育て、より高度な教育研究活動の展開や国際社会に貢献する独創的・先端的な学術研究の推進，研究交流の促進，国際交流の推進，生涯学習社会の実現を図っていく上で基盤を成すものである。

現在，国立大学等においては2,300万㎡に及ぶ面積の建物を含む膨大な施設（キャンパス等）を保有しているが，これらのうち，建物に限ってみても一般的に改修が必要とされる建築後25年以上経過した建物が全体の42%（うち大規模な改修を行っていない建物が61%）に及び，老朽化や機能の劣化が進行している。また，かつてない規模での大学改革の進展による大学院の新設，学部・学科の改組等，教育研究の変化，学術研究の進展による研究設備の増加・大型化などに伴い，施設の狭隘化が生じており，施設の老朽化・狭隘化の解消が大きな課題となっている。

このような国立大学等施設を取り巻く課題に対応するための方策を検討するため，本調査研究協力者会議では平成9年3月から，今後の国立大学等施設を着実に整備充実するための基本的課題と具体的な推進方策について審議を進め，平成10年3月報告書「国立大学等施設の整備充実に向けて - 未来を拓くキャンパスの創造 - 」を取りまとめた。

本報告では，国立大学等施設に関し，「大学改革等の高等教育の新たな展開」「学術研究の高度化・多様化」「施設の老朽化・狭隘化の計画的解消」「キャンパス環境の整備」「世界的水準の教育研究にふさわしい施設の整備」等の対応すべき様々な課題を示した上で，今後の国立大学等施設の整備充実のための提言を示している。

文部科学省では，本報告の提言を踏まえ，平成10年度補正予算を皮切りに，独創的・先端的学術研究の推進，大学院重点化等の大学改革推進のための教育研究基盤の整備等の取組を進めるとともに，各国立大学等においても既存施設の有効活用を視点とした整備計画の立案をはじめとした様々な取組がなされている。

また，大学審議会答申を受けた大学改革推進の取組として，国立大学の組織運営体制の確立のため，運営諮問会議，評議会等に関する学校教育法等の改正が行われ，また，大学の教育研究活動等について第三者評価を実施する大学評価・学位授与機構が創設されるなど，大学運営全体についての点検・評価に関する体制整備が進められている状況にある。

国立大学等における再編・統合，「国立大学法人」への移行等，国立大学等を取り巻く状況が大きな変化を迎え，かつ厳しい財政状況のなか，各大学等における教育研究を支え

る基盤である施設について点検・評価を充実させ、これに基づく施策を展開し、施設の整備充実を図ることは、大学審議会答申において21世紀初頭の大学像として示された「競争的環境の中で個性が輝く大学」を具現化するための重要な取組と位置付けられる。また、施設に関する点検・評価は国立大学等の施設を公的財産として質的に向上させ、有効に活用することにより、国民の理解を得るためにも不可欠な取組である。

本調査研究では、これらの取組を合理的で実効あるものとし、国立大学等施設の整備充実をより一層推進するため、施設に関する点検・評価の充実とその活用が重要との認識のもと、点検・評価を実施するにあたっての視点や点検・評価を活用する施設整備システム等について審議を行い、平成12年3月に「国立大学等施設に関する点検・評価について（中間まとめ）」をとりまとめた。これに基づき各大学においては、施設の点検・評価の実施体制の整備や施設の有効活用等の取り組みが行われているところである。

また、第2期科学技術基本計画に基づき策定された「国立大学等施設緊急整備5か年計画」においても、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動拠点である国立大学等施設の重点的・計画的整備を図ることとしており、その実施にあたり、施設の利用状況の点検等を含む適切な調査・評価や既存施設の効率的な利用の促進等を行うこととしている。

一方、大学改革を推進するため、国立大学の法人化に向けた国立大学等の今後の在り方について、組織業務、人事制度、目標・評価、財務会計制度など制度全般についての検討がなされ、平成14年3月に新しい「国立大学法人」像について報告が取りまとめられた。

これらの状況を踏まえ、本調査研究において更なる審議を進め、本報告書を取りまとめた。

本調査研究において審議した施設の点検・評価は、施設の整備充実を図る上で必要とされる基本的な視点、姿勢に立っており、国立大学がどのような設置形態をとるかに関わらず、その必要性が変わるものではない。法人化における財務会計等の新たな制度の中で円滑かつ効果的に進められると考えられる点検・評価の具体的手法及びシステムについても検討を行った。施設の点検・評価は施設整備を行う上で今後さらに重要性を増すものであり、施設の点検・評価の充実と活用は本報告書に基づき進められたい。

第1章 施設に関する点検・評価の必要性

(国立大学等¹施設整備の現状)

これまで我が国の国立大学等の施設は、高等教育、学術研究の進展に対応し、様々な時代の要請に対応しながら、教育研究との一体的な整備が行われており、国立大学等の教育研究活動の基盤を支える社会資本を形成してきた。

現在、施設の老朽化、狭隘化が進行している中で、「大学改革等の高等教育の新たな展開」「学術研究の高度化・多様化」「施設の老朽化・狭隘化の計画的解消」等国立大学等の施設に関し、様々な課題への対応が求められている。

平成8年に策定された科学技術基本計画において、大学における研究施設の計画的改善が盛り込まれ、国立大学等施設の整備が科学技術振興のための主要な施策の一つとして位置付けられた。

文部科学省では、これらを受け平成8年度から施設の老朽・狭隘化の改善や大学改革等への対応など、国立大学等施設の改善整備を図ってきた。

この間、11年10月の日本学術会議において勧告された「我が国の大学等における研究環境の改善について」では、その老朽・狭隘化の改善に関する取組は十分でなく、「次期の科学技術基本計画の策定にあたっては、合理的な中、長期計画を練り、十分な予算の手当が大学等の建物建設等のための先行投資に対して、優先的、集中的に行われることが必要である」など指摘された。

平成13年3月30日に閣議決定された第2期科学技術基本計画では、科学技術振興のための基盤の整備として、大学等施設の老朽化・狭隘化の改善を国の最重要の課題として位置付けるとともに、国立大学等の施設の整備について、本基本計画期間中において、「大学院の狭隘化の解消、卓越した教育研究の実績がある研究拠点の整備、既存施設の活性化などの観点から、5年間に緊急に整備すべき施設を盛り込んだ施設整備計画を策定し、計画的に実施する。」とされた。これを受け、文部科学省では、平成13年4月「国立大学等施設緊急整備5か年計画」を策定し、重点的・計画的整備を図ること

¹ 本調査研究においては、国立の大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関等を「国立大学等」としている。

とした。現在，同5か年計画に基づき計画的な整備が進められている。同5か年計画の実施については，「個々の施設の整備に当たっては，大学等からの意見を聴取しつつも，当該施設の現況や利用状況の点検等を含む適切な調査・評価を行い，それらの結果に基づき，真に重点整備を行うべき施設をさらに厳選する。」ことが方針として示されていることから，本報告書に基づく点検・評価は必要不可欠である。

(大学における「自己点検・評価の充実」と「第三者評価システムの導入」)

これまで各国立大学においては，平成3年2月の大学審議会答申(自己点検・評価の必要性に関する提言)を受け，自己点検・評価が制度化されて以来，大半の大学が自己点検・評価を実施している。

平成10年10月にとりまとめられた大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」において，大学改革の基本理念として，課題探求能力の育成を目指した教育研究の質の向上，教育研究システムの柔構造化による大学の自律性の確保，責任ある意思決定と実行を目指した組織運営体制の整備，が掲げられ，これらを実効ある取組とするために，「多元的な評価システムの確立による大学の個性化と教育研究の不断の改善」が不可欠であるとされている。この「多元的な評価システムの確立」については，具体的には「自己点検・評価の充実」，「第三者評価システムの導入」の必要性が示されている。

更に答申における「自己点検・評価の充実」の提言を受け，11年9月に大学設置基準等が改正され，「大学の教育研究水準の向上，大学の目的及び社会的使命の達成のため，教育研究活動等の状況についての自己点検・評価の実施とその結果の公表」が規定されるとともに，「自己点検・評価の結果についての大学外の第三者による検証の努力義務」が規定された。²

また，「第三者評価システムの導入」の提言を受けて，大学の第三者評価を実施する機関である大学評価・学位授与機構が創設されている。

更に，同じく大学審議会答申を受け，11年5月に国立学校設置法が改正され，大学の運営に関する重要事項について社会からの意見を聴取するために，外部有識者から構成され，学長の諮問に応じ審議し，学長に助言または勧告する「運営諮問会議」を設置

2 参考資料「関係法令の改正」参照

することが規定された。³

なお、独立行政法人においては、独立行政法人通則法で、「各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない」ことが規定されているが、国立大学法人（仮称）においては、国立大学評価委員会（仮称）における総合的な評価を受けなければならないこととされており、評価結果に基づいた施設費の配分が行われることとなる。

（施設の点検・評価の状況）

これまでの各国立大学の自己点検・評価では、施設に関する記載もあるが、その多くが「施設整備に関する実績」や「施設の老朽化、狭隘化」等施設に関する現状と問題点の記述であり、現状に対する評価が必ずしも十分に行われているとはいえず、また、自己点検・評価の結果がその後の対応方策に結びついているとは言い難い状況にある。

また、施設の点検・評価に関する手法としては、現在、建物の構造性能や耐震性能を測る健全度調査や必要な面積の水準としての面積基準が用いられており、各々その役割を果たしてきているが、近年求められている教育研究活動等の状況を踏まえた施設の多元的な点検・評価を行うためには十分とはいえなかった。

（本調査研究協力者会議の調査と報告）

平成10年3月にとりまとめた本調査研究協力者会議の報告書「国立大学等施設の整備充実に向けて - 未来を拓くキャンパスの創造 - 」においては、国立大学等施設を取り巻く様々な課題に適切に対応し、着実に施設の整備充実を図るための基本的な課題と具体的推進方策を示している。このなかで、老朽・狭隘化した施設を計画的に解消するための「施設の自己点検・評価に基づく、中長期の整備計画の立案や既存施設の使用面積配分の見直し」、教育研究の活性化を促す観点からの「評価に基づく重点的な施設整備」などの方策を提言し、今後の国立大学等施設の整備充実にあたって「施設に関する点検・評価」の必要性を示した。

上記報告を踏まえ、国立大学等施設の整備充実をより一層推進するため、施設に関する点検・評価の充実とその活用が重要との認識のもと、引き続き平成10年度から、点

3 参考資料「関係法令の改正」参照

検・評価を実施するにあたっての視点や点検・評価を活用する施設整備システム等について審議を行い、平成12年3月に「国立大学等施設に関する点検・評価について（中間まとめ）」をとりまとめた。

これらの報告を踏まえ、既に報告に沿った多様な取組を実施する大学等も増えており、施設の点検・評価の実施体制の整備、施設の既存施設の有効活用、教育研究活動の流動化への対応、学部等の枠を越えた全学的共同利用等が積極的に図られている。²

本報告書をまとめるにあたり、国立大学法人（仮称）における施設整備の課題により効率的、効果的に対応するとともに、教育研究の活性化を促すため、また施設を国民の財産として有効に活用するため、教育研究の基盤である施設に関する施策立案の手法として、点検・評価について一層の充実とその方策について審議を行った。

施設に関する点検・評価の視点を明確にするなかで、その手法をまとめ、活用することは、各国立大学等における施設に関する課題を明らかにするとともに、課題への対応方策について大学等としての姿勢を明らかにし、全学的に取り組むことに資するものと考えらる。

2 「施設の点検・評価に関する取組事例」（附属資料2）

第2章 点検・評価の基本的視点

(1) 大学等の多様化・個性化への対応

現在，大学審議会答申等でも提言されているとおり，各大学における教育研究等の多様化・個性化が求められている。これを踏まえ，国立大学等における施設に関する点検・評価は，多様な教育研究を支える基盤としての観点から捉える必要があり，個々の建物，設備に限らず，学習，教育研究のための場としてのキャンパス全体について捉え，各大学等における特色ある活動の展開に対応した多様な評価軸によって行われる必要がある。

このため，施設について一律の尺度で評価することによって，国立大学等の多様化・個性化を妨げることがないように留意する必要がある。国が施策を推進する際においても，特色ある教育研究の展開を支援する観点から，各国立大学等の点検・評価に基づく施設の整備・活用に関する方策を積極的かつ柔軟に捉える姿勢が重要である。このため，大学等が理念・目標等に対して固有の尺度で評価する面と，一定水準を確保する観点から定量的基準に照らして客観的に評価する面の二つの観点での整理が必要である。

(2) 評価に基づく重点的整備，有効活用

前述の大学審議会答申においては，「自己点検・評価の充実」，「第三者評価システムの導入」とともに，大学の教育研究の個性を伸ばし，質を高める適切な競争を促進し，効果的な資源配分を行うため，きめ細かな評価情報に基づき，より客観的で透明な方法によって適切な資源配分を行う必要がある，との提言が示されている。

また，11年6月にとりまとめられた学術審議会答申「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について」においては，我が国の大学等の研究施設の老朽化，狭隘化が進むなか，学問の動向，研究活動の状況，COEの形成などの観点から，ある程度対象を絞り込んだ重点的整備や，施設の利用形態の見直し等既存施設の有効活用を進めていかざるを得ない状況にあり，その具体的

な方策等について検討していく必要があることが提言され、競争的資金の獲得状況等に応じてその研究用スペースをより重点的に配分することや可能な限り研究施設の共同利用化を推進することの必要性が示されている。

更に、第2期科学技術基本計画では、施設の効果的・効率的利用を図る観点から、各部局が共有する総合的・複合的な整備を進めること、点検・評価も踏まえ、学長のリーダーシップの下に施設利用の弾力化を推進するなどとされている。

これらを踏まえ、施設の効率的・効果的な利用を図るため、教育研究活動の評価との連携をとりつつ施設の現況や利用状況の点検・評価に基づく施設利用の弾力化、有効活用を一層推進する必要がある。

今後の高等教育・学術研究の進展、多様で個性ある教育研究の展開への対応など、国立大学等施設に対する課題に効果的・効率的に対応するため、施設そのものの現状に関する点検・評価とともに教育研究活動等に対する評価に基づく重点的整備を進める必要があり、また、施設整備のみならず、施設の利用計画においても、教育研究活動等の内容の評価に基づく優先的利用など施設の有効活用を進める必要がある。

(3) 施設に関する多様な評価軸と総合的評価

国立大学等における活動は実に多彩であり、独創的・先端的学術研究、創造性豊かな人材の育成、産学の連携協力、地域との連携交流、国際交流、キャンパス生活など多岐にわたっている。したがって、このような活動を支える施設に求められる役割は多様であり、教育研究を支える基盤としての役割はもちろんのこと、快適なキャンパス生活を支える環境（アメニティ）の充実、環境への配慮、地域のなかでのシンボル性など、さまざまな要素で構成されている。

このため、点検・評価によって捉える施設の現状・目標も多面的に捉える必要がある。点検・評価で捉える側面は、各国立大学等の掲げる理念・目標に応じて、重きを置く事柄に差異があるものの、あくまで単一的側面で捉えるのではなく、長期的視点に立ち、多様な評価軸をもって総合的に評価する必要がある。

施設に関する点検・評価を実施する場合、利用効率、投資効果などの効率性を中心とした側面が判断基準として重要であることはいうまでもないが、一方、国立大学等施設については、必ずしも効率性など一定の評価尺度だけで測り得ない

ものとして、アメニティ、シンボル性など良好なキャンパスを形成する重要な構成要素が存在することに留意する必要がある。

(4) 自己点検・評価と第三者評価

先に出された大学審議会答申においては、各大学の教育研究の個性を伸ばし質を高める努力を促進するために大学の教育研究活動等に対する評価を充実することが提言されている。国立大学等の教育研究基盤である施設に関しても国民の公的財産であるとの認識から、施設の現状及び施策について学外者による評価も含め、自己点検・評価の充実とともに、より透明性、客観性の高い第三者評価を取り入れる必要がある。

施設について点検・評価を行う際には、施設の利用方法等運営に関わる事項などについて多様な視点からの検討が求められることが考えられる。このため、大学の教育研究の充実に向けての外部からの期待など、学外者による評価を取り入れるべき事柄について、検討、整理する必要がある。

(5) 大学等における運営体制の整備充実

21世紀の大学の組織運営については大学審議会答申において、「大学を取り巻く様々な課題に積極的に対応していくためには、予算・定員・施設等の各種資源の効果的配置や再配置の問題、各種基盤整備の問題について、大学が全学的見地から取り組み一つの組織体として意思決定を行うことが求められる。」との指摘がなされている。

大学等において点検・評価の充実とその活用を図るためには、点検・評価の前提となる大学等の理念・目標やこれに基づく重点事項の明確化、点検・評価に基づく様々な課題への対応方針の策定について、全学的見地からの検討が重要であり、また円滑かつ信頼性の高い点検・評価を実施するために、全学的に取り組むことが重要である。

このため、点検・評価の実施とその活用について、学長のリーダーシップの確立や全学的な学内の意思決定システムを構築することが重要であり、また点検・評価を実施するための全学的な体制づくりが重要である。

キャンパス整備にあたり、計画の企画立案から設計、建設や施設管理まで一体

的に実施，推進できる機動的体制の整備が必要である。

第3章 点検・評価の手法

(1) 基本構想と施策

大学等の理念・目標等

大学等において施設の整備・活用に関する施策を展開する場合、既存の施設の現状を十分に把握することが前提となる。その際、当該大学等の特性、及び今後の当該大学等における教育研究の展開を図る上で、施設がこれを実現するための基盤として対応し得るかどうかという視点で現状施設を点検・評価する必要がある。

近年、大学等における教育研究は、高等教育や学術研究の進展に伴い高度化・多様化が進む中で、社会人を対象にした夜間大学院の設置や産業界との共同研究の推進をはじめとする様々な学外との連携交流の展開が図られている。

この様な状況の中で、大学等における教育・研究をはじめとする多様な活動の現状と今後どのように展開されるか、大学等の将来構想を含めた理念・目標について全学的な検討を行うとともに大学としての自主性・自律性の下に、大学の教育研究の基本理念やこれを実現するための長期的な目標を明らかにする必要がある。

これに基づき、大学等における教育研究をはじめとする多様な活動のなかで、例えば、学部教育の充実、大学院重点化、国際交流の充実、地域との連携など、学内のみならず、国内外や地元などの学外から何が評価され、何を期待されているのかを勘案した上で、今後、大学等として重点をおくべき事項を明確にすることが重要である。

国(文部科学省)の文教施策等

国において施設の整備・活用に関する施策を展開する場合、各国立大学等の点検・評価に基づく既存施設の現状を全国レベルで捉え、国の文教施策を遂行する観点、及び大学等の多様化、個性化を図る観点から、施設がこれを実現するための基盤として対応し得るかを評価する必要がある。

このことから、国(文部科学省)においては、総合科学技術会議、中央教育審議会大学分科会、科学技術・学術審議会等からの提言を踏まえ我が国の高等教育・学術研究に係るグランドデザインや政策目標、さらには、国や国立大学が果たすべき役割や責

務を明らかにしていく責務を負っている。また，中期目標は，国のグランドデザイン等と大学ごとの基本理念や長期的な目標を踏まえ，大学の自主性・自律性を尊重し各大学の中期目標を定める。

(2) 施設整備・活用に関する目標の設定

国立大学等における今後の教育研究活動等の展開に対応する観点から，その基盤として必要とされる施設の水準，規模，機能等の要件を国立大学等の将来構想，教育研究活動等そのものに関する評価（自己点検・評価や第三者評価）等を踏まえて整理する。後に示す施設に関する具体的点検・評価項目はこの要件を踏まえて評価されるものであり，その後の課題の整理や対応方を検討する際の，いわば「施設整備・活用の目標」となるものである。

これらの要件は，国立大学等における施設整備の際の基本的視点として「国立学校施設整備計画指針」³に示されている，高度化・多様化する教育・研究に対応できる施設の整備，人間性・文化性豊かな環境の創造，広く社会に開かれたキャンパスの整備，を踏まえるものであるが，具体的には，各大学等の特色ある教育研究活動等の展開に応じて整理するものであるため，必ずしも下記に掲げるもののみならず，多様な視点からの要件が考えられる。

なお，これらの要件を検討する際，国立大学等における施設のみならず，周辺の施設との積極的な連携・活用を考慮する必要がある。

教育研究活動関係スペースの確保・活用及び維持

大学等における教育研究活動関係スペースを確保する観点から，講義，実験，研究，資料管理等，直接的な教育研究活動の場について，必要となる空間の規模・機能等及び施設の有効活用に関するシステム等を整理する。

効率的な施設管理の確立

教育研究の活性化を図り，また，国民の財産としての施設の有効活用，長期利用

3 国立学校施設整備計画指針：国立の各大学等における教育研究活動をはじめとする様々な活動にふさわしい施設を整備するとともに，良好なキャンパス環境の形成をねらいとして，施設整備に関する計画の策定において考慮すべき基本的事項を示すものであり，平成6年5月に策定された。

する観点から必要となる施設管理の体制，水準，経費等について整理する。

キャンパス・アメニティの形成・維持

・キャンパス生活関係スペースの確保・維持

キャンパス環境が学生等の生活の場でもあるとの観点から，福利厚生，課外活動，運動，文化活動等の施設について，必要となる空間の規模・機能等を整理する。また，リフレッシュスペース，ラウンジ等建物内におけるコミュニケーションを生み出す場について必要となる空間の規模等を整理する。

・屋外環境等の充実

キャンパス全体がコミュニケーションの場として機能し，魅力ある豊かな環境にするために，必要となる緑地等の屋外環境，保存建物等シンボリック空間等について整理する。

・高齢者や身体障害者への配慮

多様な利用者が安全かつ快適に利用できるよう，建物や屋外環境について，必要となる機能等を整理する。

インフラストラクチャーの基本的機能の確保

キャンパスにおける様々な活動が安全かつ円滑に展開できるよう，エネルギー供給，情報通信等のインフラストラクチャーや車の動線等の交通計画について，必要となる機能等を整理する。

環境への配慮

環境への配慮については，地域環境の保全を進める観点から，またエネルギーの効率的利用を図る観点から，学内の多様な活動における省資源・省エネルギー対策，新エネルギーの利用への配慮や適切な廃棄物処理システムの確立等について整理する。

情報化への対応

教育研究活動等の展開に応じて，情報・通信機能が円滑に活用できるよう，情報処理関連施設，情報通信機器，インフラストラクチャー，情報通信システムについて，必要となる機能等を整理する。

国際交流の支援

教育研究活動等の国際化の進展に対応し、国際交流を促進する観点から、留学生センターをはじめとする留学生、外国人研究者の教育研究スペースや国際交流会館、留学生宿舎等の交流・生活を支援する施設について、必要となる空間の規模・機能等を整理する。

社会に開かれたキャンパス

地域の生涯学習需要の高まりへの対応、民間企業との研究協力の推進等、地域に対する幅広い貢献の観点から、生涯学習関係施設、地域共同研究施設、地域に開かれた屋外環境等について、必要となる空間の規模・機能等を整理する。

なお、これらの要件を整理するにあたって、教育研究活動に直接的に関係する施設については必要となる規模、機能等が比較的明確に整理されるが、「キャンパス・アメニティの形成・維持」などについては、必要となる機能が定量化し難く、これまでの施設整備においても必ずしも十分ではない傾向にある。しかしながら、これらはいわば教育研究活動を支える重要な要素であり、かつ魅力的なキャンパスを形成するために不可欠な要素であるので、教育研究活動に直接的に関係する施設同様に十分配慮すべきである。

また、これらの要件は個々の施設についての目標として捉えるものと、キャンパス全体の目標として捉えるものに整理する必要がある、その後の対応方策の検討の際に留意する必要がある。

(3) 施設に関する点検・評価項目（留意事項と具体的項目）

点検・評価の実施に関する留意事項

(点検・評価の対象)

点検・評価によって、キャンパスにおける施設の現状を把握、検証するためには、単一的側面で捉えるのではなく、多様な視点での評価を行う必要がある。その際、個々の施設を点検・評価の対象とするとともに、常に「キャンパス全体として長期的な視

点に立って点検・評価する」ということが重要である。

(点検・評価の実施方法)

点検・評価項目の中には、例えば建物の構造的性能など、施設に関する専門的知識に基づき客観的に行う点検・評価と、快適性や機能性などの教官や学生等施設の利用者の実際の活動を通じた実感的情報を含んだ点検・評価がある。これら点検・評価主体の異なる多様な点検・評価を適切に組み合わせることによって、施設の現状を総合的に評価する必要がある。

なお、地域連携などに関連する施設や屋外環境、キャンパス全体の地域との調和等、地域住民等の評価を加味することが必要である。

(点検・評価の実施時期)

施設の現状把握、検証については、その目的に応じて、点検・評価を実施する時期、内容に留意する必要がある。すなわち、1つは日常的(定期的)な施設の現状把握である。これは、施設に関するその時点においての問題点を的確に把握するだけでなく、日々変化、進展する教育研究活動等の動向に応じて求められる施設に対するニーズの変化や施設自体の変化(劣化)をある傾向として把握することを目的としており、日常的に確実に実施することが求められる。このため、点検・評価を実施する体制を勘案の上、ある程度施設の現状のアウトラインを把握する内容を設定して、実施することが必要である。この結果、施設に関する問題点に対し機敏に対応できるだけでなく、その傾向を把握することによって、長期的な視点に立って対応方策を検討することに役立つものとなる。

もう1つは、施設に関する具体的な整備計画、利用計画等の方策を検討する際の、より多面的で精度の高い現状の把握であり、日常的な点検・評価を踏まえつつ、その方策の目的に応じた多様な項目について更に精度の高い点検・評価を実施する必要がある。

(点検・評価の実施体制)

施設に関する点検・評価を行うにあたっては、その点検項目に応じて施設の利用者をはじめとする全学的な協力が不可欠であり、また各大学等の実情に応じ、全学及び

学内各組織における点検・評価の実施体制を事務局と連携を図りつつ整備することが必要である。

(今後の施設に関する点検・評価)

これまで施設整備を進めるにあたっては、施設の健全度調査⁴(耐力度調査,耐震診断等)による施設の老朽状況,基準面積の算定⁵に基づいた狭隘状況が施設の現状を示す評価指標として用いられてきた。また,各国立大学等においては整備計画を立案するにあたって,適宜様々な観点からの点検・評価が行われ,計画の与条件として用いられてきた。しかしながら,これらの点検・評価は個別の整備計画のための,いわば単発的な印象が拭えない。

今後は,国立大学等施設を最大限有効に活用する観点から様々な視点での多元的,継続的な点検・評価を全学的に実施し,大学等における施設に関する方策の立案にあたって,積極的に取り入れる必要がある。

(評価の際の判断基準)

評価を行う際の判断基準は,耐力度調査や耐震診断などにおいて定量的基準があるものの,大学の長期目標・中期目標・中期計画との整合性,あるいは,利用状況や活動状況などに関する判断基準が十分とはいえない。現在,施設について様々な点検・評価に取り組んでいる大学等においても,評価する際の判断基準の確立が課題とされている。点検・評価のための判断指標は,各国立大学等施設がおかれている状況,多様な活動内容に応じて一律に定められない要素が多い。

このため,今後,各大学等において多面的な点検・評価を実施することにより,そのデータを蓄積し,評価の際の比較検討材料とするとともに,国(文部科学省)においても,より有効な評価方法,基準の開発等の検討を進める必要がある。

なお,点検・評価を行う際の視点として述べたとおり,その目的が「大学等の多様化,個性化の推進」であることに留意し,点検・評価の実施,及び評価を踏まえた対

4 「国立学校建物の健全度調査」は,既存国立学校建物の健全度合いを定期的に調べ,もって改修,改築整備を適切に進めるための資料を得ることを目的としており,耐力度調査,耐震診断,部位別調査,防災評価,機能評価から構成されている。参考資料「国立学校建物の健全度調査」参照。

5 「基準面積の算定」参考資料「国立学校建物の基準面積」参照

応方策を検討する際、評価基準が必ずしも、いわゆる画一的な「平等基準」ではないことに十分留意する必要がある。

具体的点検・評価項目

各国立大学等における施設整備・活用に関する目標に応じて、具体的点検・評価項目を設定するが、点検・評価の具体的項目を検討する際、展開される教育研究活動等の特性に関わらず、安全性、機能性の観点から、一定水準の確保を目的として点検・評価する事項と、大学等で展開される教育研究活動等の特性に応じて必要とされる施設に関する要件をひとつの尺度として、点検・評価する事項（画一的な尺度では測ることができない事項）に整理することができる。

1)基本的な施設に関する現状

（全ての施設について、安全上、機能上、基本的に検証すべき事項）

施設の老朽状況

（建物の安全性）

個々の建物の安全性を「構造」を中心とした切り口で捉えたものについては、従来から「耐力度調査（構造性能評価）」「耐震診断（耐震性能評価）」「部位別調査（建築・設備の構造材の機能性能の評価）」が点検・評価システムとして確立している。⁶しかしながら、これらの点検・評価が必ずしも十分に実施されていないことから、キャンパス全体の施設を的確に把握する観点から着実に実施する必要がある。

（エネルギー供給等インフラストラクチャー及び建物内設備の状況）

電気、給排水、ガス、暖房冷熱源等のエネルギー供給について、その供給システム、消費量の状況、配管・配線、設備の老朽状況について検証する。

防災

地震、洪水、豪雨等自然災害や火災に対する安全性の確保の観点から、各建物についての構造上の安全性とともに、各種防災設備の設置状況、避難動線の確保につ

6 参考資料「国立学校建物の健全度調査」参照。

いて検証する。また、エネルギー供給等インフラストラクチャーの防災性能について検証する。さらにキャンパスの地質、地盤の状況を把握した上で、がけ崩れ等危険箇所等の有無とその対応状況についても検証する。

また、防災体制の整備状況等について検証する。

高齢者・身障者対応

高齢者・身障者への対応として、スロープ、EV、階段・廊下等の手すり、身障者用便所、点字ブロックを含むサイン計画等の整備状況及び各施設に至る構内動線、建物内動線の状況等を検証する。

安全・防犯性

各建物をはじめキャンパス全体について、不審者の侵入や犯罪防止等について防犯監視システムの導入や人的警備など含め総合的なセキュリティシステムの整備と安全・防犯の状況等について検証する。

環境への配慮⁷

(廃棄物処理)

廃棄物の処理に関する管理運営体制及び学内外の処理システムを踏まえ、関連施設の状況(機能水準や老朽状況等)について検証する。

(省エネルギー・省資源)

エネルギー供給等インフラの状況、各施設の設備の状況(設備機器の水準、老朽状況等)を踏まえ、効率的なエネルギー消費の観点から検証する。

2) 大学等の特性に応じた施設の現状

(各国立大学等で展開される教育研究活動等の特性に応じて検証すべき事項)

立地環境

キャンパス全体として、周辺地域との連携・調和を図り、地域に根ざしたキャンパスの形成を図る観点から、キャンパスが立地している環境、地域の特性等を把握

⁷ 環境への配慮、取組として、近年、環境管理の国際標準規格「ISO14001」を取得する企業が増加しつつあり、いくつかの大学においても取得しているところがある。

する。

キャンパスの位置付け

大学等として複数のキャンパスを有する場合，それぞれのキャンパスの施設の現状を各キャンパスの役割・機能，将来構想を踏まえて検証するとともに，教官や学生等の行き来の状況も含め，キャンパス相互の連携の状況について検証する。

土地利用状況

キャンパス全体及びキャンパス計画上設定されている各ゾーン（エリア）を，キャンパスの良好な環境の維持，将来の進展へ対応の観点から検証する。その際，建ぺい率や容積率，高層化の状況などの算定値を評価の材料としつつ，土地の有効活用や，いわゆる建て詰まりを防ぐ観点から検証する。

建物の配置（ゾーニング）の状況

キャンパス内の良好な環境，各施設の機能的連携を図る観点から，既存施設の配置状況を検証する。

屋外環境の状況

キャンパスアメニティの形成の観点から，緑空間の状況（緑化率，保存緑地の状況），広場等コミュニケーションの場の整備状況，維持管理状況について，キャンパス内各施設との関係（ゾーニング）も含め，現状を検証する。

インフラストラクチャーの状況

エネルギー供給の状況のほか，情報通信・処理システム（関連施設を含む）について，教育研究活動等の進展への対応の観点から，メンテナンス体制を含む現状を検証するとともに，将来のシステムの拡張，機器の更新等への対応について検証する。

交通動線の状況

安全性，快適性の観点から人と車の構内動線の状況をキャンパス内各施設との関係（ゾーニング），屋外環境の現状を勘案の上，検証する。その際，構内における車に関する管理運営状況（規定・体制）も合わせて検証する。

更に構内の主要な駐車場の状況（規模設定の適否），駐車場以外の（路上）駐車

などの状況を検証する。

施設の利用状況

施設の有効活用の観点から施設の利用状況を把握し、活動内容に応じた検証を行う必要がある。例えば、講義室等ではカリキュラム、学生数等を勘案した利用状況、稼働率、研究室、実験室では教官、学生等の活動内容、実験機器等の状況を踏まえた利用状況等を検証する。

なお、施設の効率的な利用を図る観点から、各施設の利用時間（一日の利用時間帯や年間を通した利用頻度）についても検証する必要がある。

また、教育研究活動の展開により、当初想定されていた利用組織、利用内容と現状に差異が生じていることが考えられ、必要とされる施設機能の変化、利用形態の変化等について検証する必要がある。

その際、施設の機能に応じて集約化を図る、施設の共用化を図るなど、学部学科等の組織の枠にとられない利用について勘案する必要がある。

施設の利用は大学等の管理・運営に係る事柄であり、実態の把握や利用形態の見直しを図る際には、学内のコンセンサスづくり、強いリーダーシップ、学内体制の確立が不可欠である。

（機器の設置状況，文献資料等の管理等）

施設の狭隘化は、教官や学生の活動状況だけでなく、実験室等の機器の設置状況が影響することも考えられることから、機器の利用状況を踏まえ、当面の活動に必要な機器の設置状況、管理状況等について検証する。

なお、汎用性の高い機器の集約化など機器の有効活用、設置場所の効率性を勘案した学内共同利用などの取組について検証する必要がある。

また、文献資料等の配置状況、管理状況についてもその利用状況を踏まえ検証する。その際、図書館における集約管理と各研究室等での分散管理の在り方等について検証する必要がある。

施設の機能性

施設の備える機能について、現在及び今後の教育研究活動等への対応という観点から、機能上の老朽状況、機能水準等を検証する。

また、経年によって変化する施設の備えるべき機能の変化について検証する。

維持管理状況

施設を長期間有効に活用する観点から、過去の改修歴（内容と経費）等の施設の維持管理（メンテナンス）の状況を検証する。また、計画的な維持管理実施のための計画の策定状況、その達成状況や必要な経費の確保等についても検証する必要がある。なお、老朽化を解消する方策（改修、改築）を検討する際、ライフサイクルコストを検証する必要がある。

施設の狭隘状況

従来から組織・定員を基礎とした「基準面積⁸」を施設調査単位毎に算定し、必要面積と保有面積との比較により、狭隘の度合いの判断材料として用いてきたが、単に組織・定員のみならず、個々の活動内容の実態を把握した上で、狭隘状況を検証する。

なお、基準面積は使用配分面積を算定するものでなく、施設調査単位全体で必要となる面積を算定するものであることに留意する必要がある。

教育研究関係施設については、今後、学際的・横断的な教育研究活動が展開されることも勘案し、学科・学部等組織の枠を越えたある程度まとまりのある範囲の中で利用状況も勘案し、その狭隘状況を検証する。

快適性の観点からの状況

キャンパスは教育研究活動を展開する場であるとともに、教官、学生の生活の場であり、人間的な活動が行われる場である。このことから様々な活動が快適に展開できるよう、快適性の観点からキャンパス全体や屋外環境、各施設などについて検証する。

また、食堂、課外活動施設等の福利施設、運動施設、文化施設等の整備状況、利用状況等について検証する。

（室内環境）

教育研究活動等を快適な環境で展開できるよう、熱、空気、音、光等の室内環境

8 参考資料「国立学校建物の基準面積」参照。

の状況について検証する。

(リフレッシュ空間)

建物内外において、利用者に対してゆとりと潤いを与え、リラックスしたコミュニケーションを図ることのできるリフレッシュのための空間について、整備状況、利用状況や利用者の意識などの状況を検証する。

文化性等の観点からの状況

(保存建物)

保存建物の設定については、キャンパスの歴史や伝統の継承の観点で、学内外の評価、建築的、歴史的価値等により判断するものであるが、これら大学等において設定された保存建物の保存状態（構造・意匠）、活用状況等について検証する。

(周辺環境との調和等)

キャンパスにおける建物群の外観、緑空間が魅力ある景観を形成し、地域のシンボルとしてふさわしく風格あるものとして整備されているかを検証する。その際、キャンパス景観が、その規模から周辺地域の景観や環境に大きな影響を及ぼすことを勘案する必要がある。

国際交流関係施設の状況

(教育研究)

留学生センターを含む各々の教育研究の場について、留学生、外国人研究者の受け入れ状況、活動状況を踏まえ、当該施設の狭隘状況、機能について検証する。

(生活・交流)

国際交流会館等の交流・生活を支援する施設について、留学生、外国人研究者の受け入れの現状及び今後の計画を踏まえ、施設の整備状況を検証する。その際、施設周辺の住宅事情等を勘案する必要がある。また、適切な施設水準を維持する観点から、施設の管理運営状況についても検証する。

地域交流関係施設の状況

(地域開放)

地域住民に対する公開講座等の状況、図書館、体育館等の施設開放の状況を踏ま

え，当該施設の機能，施設に至る構内動線（バリアフリーも含む）等について検証する。その際，安全性等の観点から管理運営状況についても検証する。

また，屋外環境の整備状況，維持管理状況等について検証する。

（研究交流）

地域を中心とした民間企業との共同研究の状況を踏まえ，当該施設の狭隘状況，機能について検証する。

外部施設の状況

国立大学等における教育研究活動をはじめとする様々な活動を一層活発に展開させ，また地域との有機的な連携を図る観点から，周辺地域を含む大学等以外の施設の利用を図ることが考えられる。このために外部の施設の立地状況，施設の機能等について学内施設の状況，学内外の機能分担等の関係等を踏まえ，検証する。

第4章 点検・評価を活用する整備システムの構築

(1) 点検・評価に基づく対応方策の検討

国立大学等

点検・評価結果の公表

点検・評価の結果は、公表することが重要である。施設の利用主体である学内関係者に結果を公表することは、点検・評価に対する信頼性と今後の点検・評価に対する協力の意識を高めるとともに、施設の利用形態等をはじめとする施設に対する関心を高め、議論を喚起するなど、施設に関する施策を全学的な取組として進めることに資するものである。

課題の整理

点検・評価の結果に基づき、施設に関する対応すべき課題を整理するが、その際、学内全体として各々の課題を必要性、緊急性等の観点から評価し、様々な課題の中で何を優先課題と位置付けるかを、大学等の将来構想等に基づく重点事項に照らして整理する必要がある。

対応方策の検討

施設に関する課題に対する対応方策は、新增改築、改修等の施設整備だけでなく、利用方法など管理・運営に係る方策を含めた全学的・総合的検討が必要である。

- ・中期目標は、各大学が提出する原案を十分に尊重し、また、大学の教育研究等の特性に配慮して文部科学大臣が定める。この中期目標に基づき国立大学法人（仮称）が策定する中期計画における施設設備に関する目標、措置は、国立大学等の理念・目標を具現化するための施設に関する対応方針であり、点検・評価により施設の現状、ニーズを大綱的に捉え、高等教育を取り巻く様々な変化、流動的な将来構想にも整合を図ることができるものとする工夫が必要である。
- ・これらの中期目標、中期計画の策定のために、キャンパスの基本方針等を整理した各大学の施設整備計画（長期的対応方針）を策定する。

- ・ 毎年の概算要求案となる施設整備計画，施設利用計画，維持保全計画等の具体的な施設整備・活用上の対応方策は，各大学の施設整備計画（長期的対応方針）を踏まえ，また具体的課題への対応を念頭においたより詳細な点検・評価に基づき，策定する必要がある。

（施設の整備計画）

施設の増改築，改修等の整備計画を立案するにあたっては，施設を最大限有効に活用する観点から，整備されることによる効果，施設のライフサイクルコスト等を検証するなど，その整備手法をはじめとする計画内容を十分吟味する必要がある。

（施設の利用計画）

施設の有効活用を図るため，現状施設の点検・評価による教育研究活動等の状況と狭隘状況等に応じて，使用面積を見直すなどの取組が必要である。

教育研究活動の流動化，学際的，総合的分野における教育研究活動の展開などへ対応するため，利用者を固定化，特定化することのない弾力的・流動的な利用のできる共用スペースや，組織の枠を越えた全学共用スペースを確保する必要がある。これらのスペースの利用者，使用面積を決めるにあたって，教育研究活動の内容や活性度に関する評価を取り入れるなど，施設の有効活用を図る施設の管理運営システムを構築する必要がある，このための体制づくり，規定の整備などを全学的に取り組む必要がある。

これらの様々な課題の整理，施設上の対応，計画の策定を進める上で，学長のリーダーシップの確立や全学的な学内の意思決定システムを構築する。

学外者による評価

国立大学等の施設が国の教育研究の基盤となる公的な財産であるとの認識から，大学等施設に関し，現状に対する点検・評価とともに，今後進める施策について，学外者の意見を聴く機会を設ける必要がある。

なお，現在，大学が自らの教育研究に関する取組やその運営の状況について，第三者の評価を受けるための大学評価・学位授与機構が創設されている。また外部有識者

の助言を受けるための学内組織「運営諮問会議」の設置についての法的整備が行われた。⁹こうした外部者の評価や意見を活用しつつ、教育研究を支える基盤としての施設に関し、評価を行う必要がある。

国（文部科学省）

課題の整理

国においては、各国立大学等における教育研究の動向や点検・評価により明らかにされた施設の現状と今後の展開を全国レベルで把握し、国の文教施策として推進する学術研究・高等教育の中長期的展望を踏まえた重点施策に基づき、国全体の観点から施設に関する課題を整理する必要がある。

対応方針の検討

これらの課題に応じて、国立大学全体の施設整備計画を策定し、各年度の概算要求基本方針を示し、各大学等の中期計画に基づき要求される施設整備計画を評価、採択することとなる。

（国立大学全体の施設整備計画等）

文部科学省では、基盤となる国立大学等施設の面積基準や質的な水準等の整備水準の設定とともに、国立大学全体の施設整備の方針を策定し、各国立大学等に示す必要がある。また、方針に基づき、施設整備計画を策定し、計画的な整備を推進する必要がある。

（概算要求基本方針等）

文部科学省では、国立大学全体の施設整備方針及び施設整備計画を踏まえ、当該年度における整備方針を策定するが、ここで当該年度の概算要求の基本方針を各大学等に対し、明らかにする必要がある。

文部科学省では、施設整備を進めるにあたって、「国としての文教施策の推進」「大学等の多様化、個性化の推進」などを効果的に実現するために、評価に基づく重点的整備を進める必要がある。このため、例えば、「国としての推進する教育研

9 参考資料「関係法令の改正」参照

究のテーマへの対応」,「各大学等の多様化,個性化対応」など評価に基づく重点的整備の内容・趣旨や,また重点的整備とともに「(老朽施設の改善など)基本的な施設水準の確保・維持」などの整備目的に応じたシステム上の工夫が必要である。

文部科学省は,概算要求を通じて示された各国立大学等の施設整備計画を採択するにあたっては,国としての文教施策を推進することと,各大学の自主性・自律性を尊重し多様化,個性化を推進することをそれぞれ効果的に実現するために,相互バランスに留意し,総合的に国立大学等施設の整備充実に取り組む必要がある。

特に,各大学等の多様化,個性化を推進する観点から,各大学等の教育研究の目標に基づく施設の整備方針を尊重し,その整備計画が各大学等の掲げる理念・目標を達成するためにいかに合理性をもって効果的に進められるかという観点で積極的に評価する姿勢が重要である。

点検・評価に基づく各国立大学等の施設整備計画の採択については全体として,文部科学省が策定する国立大学全体の施設整備の方針との整合性が図られているか,また方針に基づく施設整備計画が効果的に進められているかを検証する必要がある。その際,当該施設の現況や利用状況の点検等を含む適切な調査・評価等が行われているか,それらの結果が整備計画に効果的に反映されているか等を検証する必要がある。

外部による評価

国立大学等の施設が国の教育研究の基盤となる公的な財産であるとの認識から,国として推し進める大学等の施設に関する施策について,外部の有識者等の意見を聴く機会を設ける必要がある。

(2) 対応方策の事後評価と方針の見直し

国立大学等

施設に関する施策の基礎となるキャンパスにおける教育研究活動等は日々進展する面もあり,これに伴い,施設を取り巻く状況,ニーズが変化する場合がある。

各大学の施設整備計画(長期的対応方針)については,これらキャンパスにおける教育研究活動等の進展に柔軟に対応すべきものであるが,時間の経過とともに変化する施設を取り巻く状況,ニーズを的確に反映されているものであるかどうかを

検証しつつ、必要に応じ見直しを図る必要がある。

個々の整備計画についても、計画の実施ののち、当初の目的が達成されているかどうかを検証しつつ、その後の整備計画に反映させる必要がある。

また、施設の利用計画について施設の管理・運営状況を点検・評価し、必要に応じ、利用計画の見直しを図ることにより、より有効な施設の活用を図る必要がある。

更に、施設の維持保全計画について、施設の現状及び維持保全の進捗状況等を検証し、必要に応じ、維持保全計画の見直しを図り、施設の長期にわたる活用を図る必要がある。

国（文部科学省）

国立大学全体の施設整備計画、各年度における概算要求基本方針に基づき施設整備が進められる中で、その実績とともに、文教施策の新たな展開、各国立大学等における教育研究等の進展、社会の変化等を踏まえ、適宜、国立大学全体の施設整備方針の検証と施設整備計画の進捗状況の検証を行う必要がある。

また、これらの検証を踏まえ、翌年以降の概算要求基本方針等に反映させる必要がある。

また、各大学等における施設の利用に関する取組の状況、維持管理の状況等を把握し、必要に応じて施設の有効活用（利用計画）に関する方針、施設の維持管理に関する方針等を策定し、より有効な施設の活用を図る必要がある。

おわりに

国立大学等における点検・評価は、これまでも大学審議会答申をはじめ様々な提言においてその必要性、重要性が指摘され、これに伴い、法的な整備も進められてきている。

本調査研究においては、施設の整備・活用の目的は「平等化」でなく「個性化」「重点化」であるとの認識に立ち、施設の点検・評価に関する具体的な方策について検討を行った。

その結果、施設の点検・評価について、その充実を図り、これに基づき、施設の整備だけでなく施設の利用に関する様々な取組を実施していくことの重要性が明確になった。すなわち、施設に関する点検・評価については、機能、構造など建物固有の点検・評価のみならず、施設の利用形態など施設の運営システムに係る事柄が重要な要素であり、このため、施設に関する点検・評価を実施するにあたって、各国立大学等の施設整備に関する担当組織のみならず、学長を中心として全学的に取り組むことが重要である。

点検・評価はややもするとネガティブチェックになりがちであるが、各国立大学等においては、点検・評価を前向きに捉え、大学等の理念・目標を具現化するための手法として積極的に取り組むことを期待したい。

なお、点検・評価に関する様々な視点を示したものの、具体的項目、その評価方法についてはまだ十分でない状況にあり、各大学等においても評価方法、判断基準を模索しているところである。このため、今後、大学等の個性化を踏まえた点検・評価をより積極的に進められるようなシステムの構築と評価方法に関する検討を文部科学省、国立大学等をはじめとする関係機関に促したい。

また、国立大学等が行う施設に関する点検・評価については、本報告書に基づいて積極的に取り組むことを期待するものである。

附属資料 1 国立大学等における施設の整備・活用と点検・評価（概要）

